

○西南学院大学大学院法務研究科規則

2004(平成16)年3月5日

制定

(趣旨)

第1条 この規則は、西南学院大学大学院法務研究科学則(2004(平成16)年3月15日)(以下「法科大学院学則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第2条 授業科目及び単位数は、法科大学院学則第8条別表第1の規定するところによる。

(履修方法)

第3条 学生が修得すべき単位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 標準修業年限3年修了者にあつては、法律基本科目群から68単位以上(ただし、必修科目66単位を修得し、かつ、行政法入門、民事手続法入門及び刑事手続法入門のうちから2単位以上を修得しなければならない。)、法律実務基礎科目群から必修科目を含めて12単位以上、基礎法学・隣接科目群又は展開・先端科目群から22単位以上(ただし、国際社会と法又はキリスト教倫理のうちから2単位以上の修得を含めて、基礎法学・隣接科目群から4単位以上を修得しなければならない。)を修得しなければならない。
- (2) 学生が履修科目として登録することができる単位数は、1年につき36単位を上限とする。ただし、標準修業年限3年修了者が1年次に履修科目として登録することができる単位数は40単位、2年次に履修科目として登録することができる単位数は38単位、法学既修者のうち、法学既修者として本学法科大学院で修得したものとみなされる単位数が28単位又は26単位の者が、2年次に履修科目として登録することができる単位数はそれぞれ40単位又は42単位、標準修業年限3年修了者又は法学既修者が修了年次に履修科目として登録することができる単位数は44単位を上限とする。
- (3) 法学既修者にあつては、法律基本科目群から必修科目を含めて34単位以上、法律実務基礎科目群から12単位以上(ただし、必修科目10単位を修得し、かつ、エクスターンシップ、刑事実務演習及び弁護士実務のうちから2単位以上を修得しなければならない。)、基礎法学・隣接科目群又は展開・先端科目群から22単位以上(ただし、国際社会と法又はキリスト教倫理のうちから2単位以上の修得を含めて、基礎法学・隣接科目群から4単位以上を修得しなければならない。)を修得しなければならない。
ただし、法学既修者のうち、法学既修者として本学法科大学院で修得したものとみなされる単位数が28単位又は26単位の者は、法律基本科目群については必修科目を含めて、それぞれ38単位以上又は40単位以上を修得しなければならない。
- (4) 本学法科大学院入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した

単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は、教育上有益と認めるときは、本学法科大学院の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- (5) 前号に規定する修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、次号に規定する本学法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて32単位を超えないものとする。
- (6) 在学中に本学法科大学院の定めるところにより他の法科大学院において履修した授業科目について修得した単位は、32単位を超えない範囲内で本学法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- (7) 法学既修者として本学法科大学院で修得したものとみなされる単位数と入学前の既修得単位の認定による単位数並びに単位互換にかかる単位数は、合わせて32単位を超えることはできない。ただし、既修得単位の認定については、本学法科大学院において修得した単位はこの限りではない。

(単位修得の認定)

第4条 授業科目の単位修得の認定は、担当教員が、出席状況、定期試験、レポート等、科目の性格に応じて多元的な要素を総合的に考慮して行う。

(成績)

第5条 授業科目の成績は、S、A+、A、B+、B、C+、C及びDの8種の評語をもってあられわし、S、A+、A、B+、B、C+及びCをもって単位修得として認定する。ただし、法律実務基礎科目群のうち、法科大学院教授会が認めた科目については、P又はFの2種の評語をもってあられわし、Pをもって単位修得として認定する。

2 前項の成績評語は、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) S 90点以上
- (2) A+ 89点から85点まで
- (3) A 84点から80点まで
- (4) B+ 79点から75点まで
- (5) B 74点から70点まで
- (6) C+ 69点から65点まで
- (7) C 64点から60点まで
- (8) D 59点以下
- (9) P 合格
- (10) F 不合格

3 成績評価不服申立に関する事項は、別に定める。

(定期試験)

第5条の2 定期試験は、学期の終わりに実施する。

(追試験)

第5条の3 病気、事故、忌引きその他やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった場合には、本人の願い出により追試験を実施することがある。

- 2 前項の願い出は、当該科目の試験実施日の7日前までになされなければならない。ただし、突発的な事故の場合は、当該科目の試験実施日から2日後(翌々日)までとする。
- 3 追試験の期日は、そのつど、決定する。
- 4 追試験料は、1科目につき2,000円とする。
- 5 いったん納入された追試験料は、返還しない。
- 6 法科大学院教授会で特に認めた場合には、追試験料は徴収しない。

(再試験)

第5条の4 単位修得を認定されなかった授業科目については、再試験を実施することがある。

- 2 再試験の結果、単位修得を認定する場合には、当該成績はCとする。ただし、第5条第1項ただし書の科目については、当該成績はPとする。
- 3 再試験の期日は、そのつど、決定する。
- 4 再試験料は、1科目につき2,000円とする。
- 5 いったん納入された再試験料は、返還しない。

(GPA)

第5条の5 成績評価の公平性を確保し、学修・教育効果の向上を図ることを目的として1単位当たりの平均成績値(以下「GPA」という。)を算出する。

- 2 各年次における履修登録単位について、その基準値をS評価につき4.0点、A+評価につき3.5点、A評価につき3.0点、B+評価につき2.5点、B評価につき2.0点、C+評価につき1.5点、C評価につき1.0点、D評価につき0点とし、GPA対象各科目の単位数に基準値を掛けたものの総和をGPA対象各科目の履修登録した単位数の総和で割りGPAを算出する(GPAは小数点第3位以下の数値を切り捨てる。)。ただし、入学前の既修得単位認定科目、成績の評語がP又はFの科目及び臨時開講科目の単位を除く。
- 3 授業科目を再履修した場合、累積のGPAの算出の際には、最後の履修による成績及び単位数のみを算入するものとし、それ以前の成績及び単位数は算入しない。

(1年次から2年次への進級及び再履修)

第6条 次に掲げる必修科目(選択必修科目を除く)の単位修得及びGPAの要件のいずれかを満たしていないと判定される場合には、2年次への進級を認めない。

第1基準 1年次の法律基本科目の必修科目(選択必修科目を除く)について22単位以上修得していること。

第2基準 1年次の法律基本科目の必修科目(選択必修科目を除く)についてGPAが1.50以上であること。

- 2 前項に掲げる進級要件を満たさなかった者は、当該年次においてB以下の評価を受けた法律基本科目の必修科目(選択必修科目を除く)については、単位修得を無効とし再履修しなければならない。

(2年次から3年次への進級及び再履修)

第6条の2 次に掲げる必修科目(選択必修科目を除く)の単位修得及びGPAの要件のいずれかを満たしていないと判定される場合には、3年次への進級を認めない。

第1基準 1年次及び2年次の法律基本科目の必修科目(選択必修科目を除く)並びに法律実務基礎科目の「民事訴訟実務の基礎」及び「刑事訴訟実務の基礎」の計60単位中50単位以上修得していること。

第2基準 2年次において履修又は再履修した次に掲げる科目の全てを対象にしたGPAが1.50以上であること。

(1) 法律基本科目の必修科目(選択必修科目を除く)

(2) 法律実務基礎科目の「民事訴訟実務の基礎」及び「刑事訴訟実務の基礎」

- 2 前項に掲げる進級要件を満たさなかった者は、当該年次においてB以下の評価を受けた、法律基本科目の必修科目(選択必修科目を除く)、法律実務基礎科目の「民事訴訟実務の基礎」及び「刑事訴訟実務の基礎」については、単位修得を無効とし再履修しなければならない。

(修了要件及び再履修)

第6条の3 次に掲げる単位修得及びGPAの要件のいずれかを満たしていないと判定される場合には、修了を認めない。

第1基準 修了に必要な単位を修得していること。

第2基準 3年次において履修又は再履修した次に掲げる科目の全てを対象にしたGPAが1.50以上であること。

(1) 法律基本科目の必修科目(選択必修科目を除く)

(2) 法律実務基礎科目の「民事訴訟実務の基礎」及び「刑事訴訟実務の基礎」

- 2 前項に掲げる第1基準の要件を満たさず修了を認められなかった者は、修了に必要な単位を修得するための科目を履修又は再履修しなければならない。

- 3 第1項に掲げる第2基準の要件を満たさず修了を認められなかった者は、当該年次においてB以下の評価を受けた、法律基本科目の必修科目(選択必修科目を除く)、法律実務基礎科目の「民事訴訟実務の基礎」及び「刑事訴訟実務の基礎」については、単位修得を

無効とし再履修しなければならない。

(在籍年限)

第6条の4 2年を超えて各年次に在籍することはできない。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、西南学院大学大学院法務研究科委員会(法科大学院教授会)の議を経て、部長会議が処理する。この場合において、その実施には、学長の承認を得ることとする。

附 則

この規則は、2004(平成16)年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、2004(平成16)年6月15日から施行する。

附 則

この改正規則は、2005(平成17)年4月1日から施行し、2005(平成17)年度入学生及び在学生全員に適用する。

附 則

この改正規則は、2005(平成17)年2月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、2005(平成17)年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、2007(平成19)年4月1日から施行する。ただし、改正後の第3条の規定は、2007(平成19)年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、2007(平成19)年4月1日から施行する。ただし、改正後の第5条第2項の規定は、2007(平成19)年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、2007(平成19)年4月10日から施行し、2007(平成19)年度入学生から適用す

る。

附 則

- 1 この規則は、2008(平成20)年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項及び第2項、第5条の4第2項並びに第6条第4号の規定は、2008(平成20)年度入学生(法学既修者を除く)から適用し、2007(平成19)年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、2010(平成22)年4月1日から施行し、2010(平成22)年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、2011(平成23)年4月1日から施行し、2011(平成23)年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、2012(平成24)年4月1日から施行し、2012(平成24)年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、2015(平成27)年4月1日から施行し、2015(平成27)年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、2015(平成27)年5月19日から施行し、2015(平成27)年4月1日から適用する。